

正誤表

このたびは小社刊『あこ課長の宅建士 テキストいらずのすごい問題集 2026 年度版』の記述に誤りがありました。お詫びとともに訂正させていただきます。

ページ	誤	正
p.100・まとめ①<媒介契約の重要ポイント>・①	(貸借では媒介契約は不要)	(貸借では媒介契約書は不要)
p.209・解答 & 解説 1・1 行目	～C は過失により B に代理権がない～	～C は過失により A に代理権がない～
p.487・本文終わりから 1～3 行 (農地の賃貸借)	賃借権の設定は権利移動に該当するので、農地法 3 条の都道府県知事の許可が必要です。また、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意により解約する場合にも、知事の許可を受ける必要があります。	農地の賃借権の設定は、農地法第 3 条に基づき、農業委員会の許可が必要です。 一方、賃貸借の解除や解約は、原則として都道府県知事の許可が必要ですが、書面による合意解約等の場合には許可は不要となり、農業委員会への通知で足ります。

以上